

4 障がい者(児)福祉

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

(1) 障害福祉サービス

自立と共生の社会を実現するため「障害者自立支援法」が平成 18 年 4 月 1 日より施行されました。障がい種別ごとのサービスを一元化し、障害支援区分の認定が導入されました。平成 25 年 4 月 1 日より障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下障害者総合支援法)に改正されました。

高山市においては国、県の福祉施策とあいまって、積極的に市独自の施策を含めて、障がい者の福祉の増進に努めています。

事業の名称	内 容	令和 6 年度の実績	
		件 数	所要経費 (千円)
居 宅 介 護 事 業	障がい者(児)が居宅等において日常生活を営めるよう障がい者(児)の家庭等において家事援助、身体介護通院介助等を行う。	延 1,493 人	84,880
行 動 援 護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。	延 0 人	0
同 行 援 護	視覚障がい者に対し、外出時に必要な情報の提供や移動時の援護を行う。	延 222 人	4,910
共 同 生 活 援 助	日常の生活援助を受けながら地域で共同生活をする。	延 1,088 人	175,854
短 期 入 所	在宅障がい者(児)の介護者の休養や疾病、冠婚葬祭等の際に、一時的に施設において保護を行う。 平成 18 年度より障害福祉サービスへ移行	延 4,106 日 児童 延 217 日	33,742 1,716
就 労 移 行 支 援	企業等への就労又は技術を習得し、在宅で就労・起業に必要な知識及び能力の向上に対する支援を一定期間行う。(65歳未満) 平成 18 年 10 月より障害福祉サービスとして提供	延 4,527 日	58,742
就 労 継 続 支 援	就労等の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上・維持に対する支援を行う。 平成 18 年 10 月より障害福祉サービスとして提供	延 69,749 日	597,776
生 活 介 護	常時介護が必要な障がい者に日常生活上の支援を行う。 平成 18 年 10 月より障害福祉サービスとして提供	延 51,703 日	699,701
施 設 入 所 支 援	主として夜間において、入浴、排せつ、及び食事の介護等の必要な日常生活上の支援を行う。	延 1,702 人	335,487
療 養 介 護	病院において機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を提供する。	延 164 人	43,702
自 立 訓 練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	延 5,874 日	44,356
就 労 定 着 支 援	障がい者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、事業所の事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、連携等の支援を行う。	延 164 日	5,728

4 障がい者(児)福祉

地 域 移 行 支 援	障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している方などで、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居確保などの地域生活に移行するための支援を行う。	延 4 日	142
相 談 支 援	障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行なう。	延 2,896 人 児童 延 1,836 人	64,518 35,382

(2)障がい支援区分認定審査会事業

障がい者の方が、介護給付の必要度に応じて適切なサービスを受けられるように障がい支援区分を決定します。聞き取り調査表や医師の意見書を勘案して、認定審査会において総合的に判断（認定）します。

	令和 6 年度の実績		
	審査会開催件数	審査会判定件数	費用額
障がい支援区分認定審査会	延 12 回	延 223 人	2,210 千円

(3)地域生活支援事業

平成 18 年 10 月から、市町村が自主的に取り組む事業として障害者自立支援法に位置付けられました。実施方法については、市町村独自で地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することにより、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ります。高山市においては国、県の福祉施策とあいまって、積極的に市独自の施策をすすめ、障がい者の福祉の増進に努めています。

事業の名称	内 容	令和 6 年度の実績	
		件 数	所要経費 (千円)
障がい者 相談支援	生活や障害福祉サービスの利用について、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行い支援する。 身体障害者相談支援事業に加え、知的・精神障がい者相談支援事業については、平成 18 年 10 月より都道府県事業から移行。 平成 22 年度より、発達障がい者（児）相談支援事業を実施。	17,698	22,583
コミュニケーション 支援事業	手話通訳者を設置し、手話通訳者、要約筆記者を派遣する。また、手話奉仕員養成講座等を行う。	手話通訳 104 回 要約筆記 9 回 手話奉仕員養成講座等 30 人	416
日常生活 用具の給付	重度障がい者の日常生活を容易にするため、生活用具を給付する。 開始年度：昭和 44 年度	2,786	30,286
移動支援	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行う。 平成 18 年 10 月より障害福祉サービスから移行	29 人 児童 3 人	2,616 51
地域活動支援 センター	創作活動や生産活動の提供、社会との交流促進等の活動を提供する。 I 型：平成 18 年 10 月より都道府県事業から移行	I 型 1ヶ所	11,212
福祉ホーム	地域での生活を支援するため、低額な料金で、居室や設備を提供する。 平成 18 年 10 月より都道府県事業から移行	8 人	2,521
訪問入浴	訪問により居宅において入浴サービスを提供する。 平成 17 年度より開始	延214 日	2,757
自動車改造	自動車の操向装置、駆動装置の一部を改造する場合、費用の一部を助成する。	3	300
運転免許 取得助成	自動車運転免許を取得した場合、費用の一部を助成する。	3	300
生活支援	身近なところでデイサービスを利用できるように相互利用を実施。平成 17 年 11 月より開始	延257 日	2,126
日中一時 支援	在宅障がい者（児）の介護者の休養や疾病、冠婚葬祭等の際に、一時的に施設において保護を行う。 平成 18 年 10 月より障害福祉サービスから移行	3,017 児童 6,467	8,397 19,500

(4)障がい児通所事業

平成 24 年 4 月 1 日に改正された児童福祉法により、それまでは各障がい別に分かれていた障がい児通園施設等を「児童発達支援」に一元化するとともに、様々な障がいがあっても身近な地域で適切な支援が受けられるように放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が新たに創設されました。

事業の名称	内 容	令和 6 年度の実績	
		延べ利用日数	所要経費 (千円)
児 童 発 達 支 援	乳幼児を対象にした通所施設で、日常生活における基本的な動作の訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	延 11,419 日	110,992
放課後等デイサービス	就学中の児童が放課後や夏休み等の長期休業中に通所し、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等を行う。	延 27,033 日	288,659
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児などが安定して保育所等を利用できるように、障がい児等に対しては集団生活に適応できるための訓練を、施設のスタッフに対しては支援方法の指導を行う。	延 584 日	6,085

※令和 4 年 9 月から放課後等デイサービスの支給基準を段階的に設けるとともに、利用者負担の助成や日中一時支援の利用要件の緩和など見直しを行いました。

令和 5 年 4 月からは、「障がい児通所支援サービス支給量審査委員会」による審査を経て、個々の児童や家庭の状況に応じた支給量とする仕組みを導入し、運用しています。

(5) 自立支援給付等利用者負担助成事業

平成 18 年 10 月から、高山市独自で利用者負担に対する助成制度を導入しました。利用者負担を助成することにより、障がい者の福祉の増進に努めています。

事業の名称	内 容 補助率	令和 6 年度の実績	
		サービス種類	所要経費 (千円)
障害福祉サービス	補助率：1/2 (工賃を伴うサービス：10/10)	居 宅 介 護 事 業	407
		共 同 生 活 援 助 等	241
		短 期 入 所	28
		就 労 移 行 支 援	児童 73
		就 労 継 続 支 援	596
		生 活 介 護 訓 練	2,890
		自 立 訓 練	0
		就 労 定 着 支 援	79
			0
地域生活支援事業	補助率：10/10 ただし、 ・日常生活用具等給付（ストマ 用装具等及び住宅改修以外） ：1/2 ・日中一時支援（児童のみ） ：1/2【令和 4 年 9 月より】	日 常 生 活 用 具 等 給 付	1,263
		移 動 支 援	5
		地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	児童 3
		訪 問 入 浴	0
		生 活 支 援	0
		日 中 一 時 支 援	34
			児童 817
補 装 具 費	年間 37,200 円を限度として助成	—	729
障がい児通所事業	補助率：10/10 ただし、放課後等デイサービス ：1/2【令和 4 年 9 月より】	児 童 発 達 支 援	1,416
		放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	5,222
		保 育 所 等 訪 問 支 援	275

2. 身体障がい者(児)福祉

(1)概 況

身体障がい者(児)とは、種々の原因により身体機能の一部に制限があり、自己の身の事からの処理および社会生活への適応に支援が必要な人で、障がいは(1)視覚障がい(2)聴覚障がい(3)平衡機能障がい(4)音声機能・言語機能障がい又はそしゃく機能の障がい(5)肢体不自由(上肢、下肢、体幹、脳原性運動障がい)(6)心臓機能障がい(7)じん臓機能障がい(8)呼吸器機能障がい(9)ぼうこう又は直腸の機能障がい(10)小腸機能障がい(11)ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい(12)肝臓機能障がいに分類されます。障がいの程度により7段階(1級から7級)に分類しています。

高山市では、平成18年度より施行された障害福祉サービス等、国、県の福祉施策とあいまって、積極的に市独自の施策をすすめ、障がい者の福祉の増進に努めています。

(2)身体障がい者福祉対策

事業の名称	内 容	実施状況	令和6年度の実績	
			件 数	所要経費 (千円)
更生医療の給付	障がいを軽減し日常生活を容易にするために必要な医療を給付する。	—	2,164	36,668
育成医療の給付	18歳未満の児童に対し必要な医療を給付する	平成25年度より県から権限移譲	19	547
療養介護医療の給付	療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供	—	158	11,430
補装具交付(修理)	障がいを補うための用具の交付・修理を行う。	—	188	26,098
身体障がい者相談員	身体障がい者福祉に見識のある者に委嘱し、障がい者の更生援護相談に努める。	相談員 25名 ※平成24年度からは市が委嘱	—	711
ニュー福祉機器助成	先進的な福祉機器の購入費の一部を助成することにより、身体障がい者の活動を支援する。	—	2	48
障がい者住宅改造助成事業	在宅の障がい者の自立や介護者負担の軽減を図るため、住宅改造等に要する経費の一部を助成する。	住宅改造	3	995
介助用自動車等購入・改造費用助成	車椅子等を使用する在宅の身体障がい者が利用するため、介助者が運転する自動車をリフト付等に改造または購入する場合、費用の一部を助成する。	上限240千円	3	670
重度障がい者タクシー利用助成	身障手帳1級、下肢・体幹及び視覚の2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の該当者にタクシーの利用料金の一部を助成する。	初乗料金の9割を24回分(左記対象者のうち、下肢・体幹機能障がいや車いすの常用者及び視覚障がい者は48回分)	2,111	1,204
人工透析療養者通院費助成事業	腎臓機能障害のある方が、人工透析療法を受けるためにタクシーで医療機関に通院した場合、片道料金の3分の1を助成する。	—	1,446	480

4 障がい者(児)福祉

在宅障がい者等交通費助成	在宅で生活する障がい者やその付添い人が、通所・通院を目的として公共交通機関や自家用車を利用した場合、費用の一部を助成する。	—	48	1,363
難病療養者通院助成	難病療養者が難病治療のため飛騨地域外の指定医療機関に通院する場合、その交通費の一部を助成する。	4,500 円/回 (月 4 回を上限)	144	2,606
安全・安心・快適なまちづくり	既存の民間施設等のバリアフリー改修事業及び子育て支援施設の整備等に対して助成する。(平成 13 年度より車両改造(サポートシート)を、平成 30 年度よりユニバーサルデザインタクシー購入を対象とする)	上限 2,000 千円 下限 100 千円 サポートシート上限 150 千円 ユニバーサルデザインタクシー 100 千円	バリアフリー改修等 0 ユニバーサルデザインタクシー 0	0
障がい児通園助成事業	遠方の施設、病院等へ通う障がい児及び介護者に対して、その交通費の一部を助成する。	市内 3,000 円/月 市外 4,500 円/回 (月 4 回を上限) 宿泊 3,000 円/回 付添 1 回の入院につき 4,500 円	(市内)延 465 名 (市外)延 276 名 宿泊 延 13 名 付添 延 6 名	17,693
障がい者等雪下ろし助成事業	市内に住所を有する障がいのある方のみの世帯に対し、屋根の雪下ろし、雪下ろしに伴う排雪(運搬を含む)及び排雪(運搬を含む)のみにかかる経費の一部を助成する。 ・身体手帳 1～4 級又は下肢・体幹機能障がい 6 級まで ・療育手帳 A1・A2・B1 ・精神手帳 1・2 級	生計中心者の市民税額により、年額 120・80・40 千円を上限に助成 (市民税額が 15 万円を超える世帯及び生活保護世帯は対象外)	10	399
要電源障がい者災害時電源確保支援事業	在宅で生活する電源が必要な医療機器を使用する障がい者に、非常用電源装置等の購入費用を助成する。 (条件) 災害時の個別避難計画が策定されていること (対象) 呼吸器機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けている、又は医師から電源を必要とする医療機器の使用が必要と証明されている者	○助成対象 ・正弦波インバーター発電機【基準額：12 万円】 ・ポータブル蓄電池【基準額：6 万円】 ・DC/AC インバーター(カーインバーター)【基準額：3 万円】 ○助成額 基準額と購入額のいずれか低い額×9/10 (世帯の所得等の状況に応じて基準額内の自己負担額の全部又は一部を助成)	9	771

身体障害者手帳交付状況

(令和7年3月末日現在)

障 害 区 分	人 員(人)	構成比(%)	備 考
視 覚 障 害	268	7.1	内 訳 18歳未満 57人 18歳以上 3,739人
聴覚・平衡機能障害	311	8.2	
音声・言語機能障害	27	0.7	
肢 体 不 自 由	1,869	49.2	
内 部 障 害	1,321	34.8	
計	3,796	100.0	

障がい等級別・年齢別人数

(令和7年3月末日現在)

区 分	障 が い 等 級 別 (人)						合 計 (人)
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
18 歳 未 満	30	8	11	5	0	3	57
18 歳 以 上	1,086	495	880	846	210	222	3,739
計	1,116	503	891	851	210	225	3,796

3. 知的障がい者(児)福祉

(1) 概 況

知的障がい者(児)とは、種々の原因により知的機能の発達が恒久的に遅滞し、自己の身の事からの処理および社会生活への適応が困難な人で、一般的に種々の能力の程度により判定しています。これをさらに程度により4段階(A1、A2 重度・B1 中度・B2 軽度)に分別しています。

知的障がい者は、経済的にも社会的にも非常に不利な立場におかれがちになります。

このため高山市では、さらに潜在する障がい者(児)の把握に努めるとともに、国、県の施策とあいまって市独自の施策もすすめ、障がい者の福祉の増進を図っています。

(2) 支援の状況

知的障がい者相談員

福祉事務所、各関係機関との緊密な連携を保ちながら地域活動を行い、知的障がい者(児)の家庭における療育や生活に関する相談に応じたり、助言指導を行う。

昭和50年7月から設置
相談員 4名
平成24年度からは市が委嘱

療育手帳交付数

(各年度3月末日現在)(単位:人)

程度 年度	A	B 1	B 2	計
4	361	293	319	973
5	361	302	333	996
6	366	311	347	1,024

知的障がい者の相談件数

年度	件数
4	28
5	38
6	38

4. 精神障がい者福祉

(1) 概 況

精神障がい者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患により、自己の身の事からの処理および社会生活への適応に支援が必要な人で、一般的に日常生活程度の能力により3段階（1級、2級、3級）に分別しています。

精神障がい者は、経済的にも社会的にも非常に不利な立場におかれがちになります。

このため高山市では、さらに潜在する障がい者（児）の把握に努めるとともに、国、県の施策とあいまって市独自の施策もすすめ、障がい者の福祉の増進を図っています。

(2) 精神保健福祉相談及び訪問指導

精神障がい者等からの保健、福祉的な相談について、飛騨保健所、健康推進課、その他関係機関との連携を図りながら対応しています。また、飛騨保健所、その他の関係機関との連携を図りながら、保健師による訪問指導を行っています。

(3) 自立支援医療（精神通院）、精神障害者保健福祉手帳の申請受付

新規申請受付事務及び更新対象者の管理、申請勧奨、受付事務を行っています。

自立支援医療（精神通院）、精神障害者保健福祉手帳の交付数

（各年度3月末日現在）（単位：人）

年度	自立支援医療 支給認定数	保健福祉手帳交付数			
		1級	2級	3級	総数
4	1,047	162	516	194	872
5	1,079	173	538	207	918
6	1,072	161	570	213	944

精神保健福祉相談件数

年度	相談者数
4	57
5	55
6	22

※R6年度より市件数のみ

5. 在宅障がい者(児)福祉

(1) 概 況

障がい者の住みよい環境づくり等を地域ぐるみで推進するとともに、一般市民に対する障がい者の啓蒙をうながし、家庭に閉じこもりがちな障がい者の社会活動への積極的な参加と他施策を含めてリハビリテーションの効果を図ります。

(2) 在宅障がい者(児)対策

ア 障害者扶養共済制度

(令和7年3月末日現在)

内 容	状 況
「親なき後の保護」として、心身障がい者を扶養する者が加入者となり、月々一定の掛金を納め、加入者が死亡又は重度障がい者となった場合、1口あたり月額20,000円ずつ障がい者が生存期間中支給される。なお、加入資格は65歳未満となっており、2口まで加入が認められています。	昭和44年4月から発足 ・実施主体 県 ・年金の額 1口あたり 月20,000円

イ 障がい者の雇用促進に係る事業計画

1. 障がい者の雇用援助と職域拡大
2. 障がい者の雇用問題について企業相互間の啓蒙と促進
3. 未就職障がい者の把握と職業意識の啓発
4. 施設・学校の卒業予定者に対する相談・指導、援助
5. 障がい者の職業意欲高揚のための職場見学、実習
6. 関係機関等の連携及び協力

ウ 障がい者就労支援事業（令和6年度実績）

- ・障がい者雇用継続支援 17事業所 25人
- ・障がい者の雇用機会の創出 2事業所 37人
- ・障がい者の就労支援助成 2事業所 6人